

島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

（趣旨）

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、休日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

当要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために週休2日に取り組む工事（以下、週休2日工事）の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、週休2日相当の現場閉所（以下、現場閉所4週8休以上）を行うことをいう。

2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事にあっては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

（対象工事）

第3条 島根県土木部（建築住宅課及び港湾空港課の港湾事業を除く）が所管する工事のうち、以下の工事除いた全ての工事を対象とする。

- （1）発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事
- （2）主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が4週8休以上を確保している業務

（発注方式）

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。

2 「発注者指定型」

発注者が、発注時から受注者に対して週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式である。

3 「受注者希望型」

受注者が、工事着手前に発注者と協議し、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。

(1) 災害復旧工事

(2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例1) 緊急的、時間的制約があるもの

例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事

(3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの

また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。

「週休2日交替制工事」における「週休2日」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。

「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。

(実施方法)

第5条 発注者は、設計図書に「島根県週休2日工事特記仕様書」を添付し、一般競争入札においては入札公告文の表紙に、指名競争入札においては仕様書の表紙の記事欄に、「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。

2 受注者は、「発注者指定型」においては、〈工期に関する特記仕様書〉に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

3 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面により発注者に報告するものとする。

4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の

協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。

6 その他実施にあたっては「島根県週休2日工事特記仕様書」により行うものとする。

(工事成績評定)

第6条 発注者は、対象期間において週休2日相当(4週8休以上)を確保できた場合は、総括監督員、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合においては、減点を行わないものとする。

(工事費の積算及び設計変更)

第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。

3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(履行証明書)

第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週6休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」(様式2)が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

(提出書類の虚偽)

第9条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年2月22日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。

(1) 現場の閉所または休日状況

① 4週8休以上

現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率^{※1}が28.5%（8日／28日）以上の場合

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率^{※1}が25.0%（7日／28日）以上の場合

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率^{※1}が21.4%（6日／28日）以上の場合

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数／従事日数^{※2}の割合の平均値をいう。

※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

(2) 補正係数

1) 週休2日工事

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
①現場閉所 4週8休以上	1.05 (1.05)	1.04 (1.04)	1.04 (1.03)	1.06 (1.04)
②現場閉所 4週7休以上 4週8休未満	1.03 (1.03)	1.03 (1.03)	1.03 (1.02)	1.04 (1.03)
③現場閉所 4週6休以上 4週7休未満	1.01 (1.01)	1.01 (1.01)	1.02 (1.01)	1.03 (1.01)

- ・ 下段 () 書きの数値は、空港土木工事に適用する。
- ・ 空港灯火工事は労務費のみを補正の対象とする。
- ・ 市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
- ・ 土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

2) 週休2日交替制工事

	労務費	現場管理費率
①交替制 4週8休以上	1.05	1.03
②交替制 4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.02
③交替制 4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01

- ・ 土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。